

# 一般貨物自動車運送事業の貸切運賃料金

日通関西物流株式会社

適用開始日 2025年9月1日

# 貨物自動車運送事業運賃料金

2025年 9 月 1 日 実施

## [1] 車扱運賃料金

### I 貸切制運賃率表

	2トン車まで	4トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を超え2トンを増す車種までごとに
10 kmまで	14,330	16,490	17,920	19,360	20,790			
20 "	16,020	18,460	19,780	22,310	24,480	25,610	28,460	2,850
30 "	17,710	20,430	23,010	25,990	28,400	29,820	33,090	3,280
40 "	19,400	22,400	26,260	29,630	32,360	33,990	37,690	3,700
50 "	21,300	24,380	29,480	33,260	36,310	38,160	42,240	4,080
60 "	23,620	26,920	32,730	36,920	40,300	42,350	46,740	4,400
70 "	25,980	29,580	35,950	40,580	44,240	46,530	51,130	4,600
80 "	28,300	32,220	39,160	44,230	48,190	50,710	55,510	4,800
90 "	30,620	34,890	42,450	47,860	52,140	54,890	59,870	4,990
100 "	32,980	37,540	45,650	51,540	56,100	59,070	64,270	5,200
110 "	34,430	39,180	47,640	53,770	58,530	61,660	67,000	5,350
120 "	35,860	40,850	49,630	56,020	60,940	64,240	69,780	5,540
130 "	37,300	42,480	51,630	58,280	63,370	66,870	72,560	5,690
140 "	38,750	44,130	53,660	60,520	65,790	69,420	75,310	5,890
150 "	40,190	45,780	55,660	62,790	68,240	72,050	78,100	6,060
160 "	41,620	47,440	57,630	65,080	70,630	74,620	80,860	6,250
170 "	43,090	49,060	59,620	67,300	73,070	77,210	83,630	6,420
180 "	44,510	50,710	61,640	69,590	75,480	79,810	86,380	6,580
190 "	45,950	52,350	63,650	71,830	77,940	82,390	89,160	6,750
200 "	47,410	54,000	65,650	74,110	80,330	85,000	91,950	6,950
200 kmを超え500 kmまで20 kmまでを増すごとに	3,370	3,870	4,270	4,670	5,070	5,470	5,870	610
500 kmを超え50 kmまでを増すごとに	8,430	9,680	10,680	11,670	12,670	13,670	14,660	1,540

### II 時間制運賃率表

			2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 2トン車まで 100キロメートル 2トン車を 超えるもの 130キロメートル	35,580	42,040	45,260	49,900	54,540	59,480	64,400	4,920
	4時間制	基礎走行キロ 2トン車まで 50キロメートル 2トン車を 超えるもの 60キロメートル	21,350	25,220	25,360	28,500	32,230	33,990	36,600	2,600
加算額	基礎走行キロを超える場合は、 10キロメートルまでを増す ごとに		610	670	700	770	850	860	900	40
	基礎作業時間を超える場合は、 1時間までを増すごとに（4時 間制の場合であって、午前 から午後 にわたる場合は、正午から 起算した時間より加算額を 計算します。）		3,400	3,560	4,280	4,770	5,300	5,600	6,090	510

### Ⅲ 諸料金

#### 1. 待機時間料

時間 \ 車種 間	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車種 までごと に
30分までごとに	1,670	1,750	2,070	2,350	2,600	2,710	2,930	250

#### 2. 地区割増料

時間 \ 車種 区	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
東京都特別区 大阪市	1,080	1,140	1,360	1,460	1,600	1,680	1,850	170
住民基本台帳に基づく人口 が50万人以上の都市（2020 年1月1日時点の対象都市 札幌市・仙台市・宇都宮市・ さいたま市・川口市・千葉市 船橋市・八王子市・川崎市・ 横浜市・相模原市・新潟市・ 静岡市・浜松市・名古屋市・ 京都市・堺市・神戸市・岡山 市・姫路市・広島市・松山市・ 北九州市・福岡市・熊本市・ 鹿児島市）	630	750	860	960	960	1,080	1,200	120

### Ⅳ 運賃割増率

#### 1. 品目割増

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機械及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危険品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
	2. 屍体	5割
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、鹿芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

## 2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。
---	----------------

## 3. 特殊車両割増

冷蔵車・コンクリートミキサー車	2割
冷凍車	3割

## 4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

## 5. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月6日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち、高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		

## 6. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2割
------------------	----

## 7. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3割
----------------------	----

## V 消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く）

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

## VI 貸切運賃料金適用方

### (1) 距離制運賃料金適用方

#### (適用地域)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って運送する場合、貨物の運送を受託する営業所が存する地域ごとに適用します。

#### (特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等にあつて、別途これらに関する運賃及び料金の届出を行った場合には適用しません。

#### (運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。  
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であつて、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。  
ただし、荷主が異なるとき又は、発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車とします。

#### (運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)及び運送距離によつて、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上限30%、下限10%の範囲内で計算します。  
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上限30%、下限10%の範囲内で計算します。

#### (端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。  
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。  
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

#### (キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。  
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

#### (割増率及び割引率が重複する場合の計算)

7. 2種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

#### (運賃計算の特例)

8. (1) 積載貨物(貨物の性質上、積み重ねて積載することができない貨物を除きます。)が標

記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。

この場合、容積貨物にあつては1立方メートル280キログラムに換算します。

(2) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

#### (個建契約運賃)

9. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ① 単一品目であること

② 荷姿が一定していること

③ 1個の重量又は容積が一定していること

(2) 基準車両(運賃計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃

$$\frac{\text{当該貨物の基準車両積載可能個数} \times 0.7}{\text{基準車両のトン数}}$$

#### (品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

#### (特大品割増)

11. 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大ききときは、所定の割増率を適用します。

#### (特殊車両割増)

12. 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。

ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

#### (悪路割増)

13. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃} \times 0.3$$

#### (冬期割増)

14. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

#### (休日割増)

15. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

#### (深夜・早朝割増)

16. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、

次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

#### **(長期契約割引)**

17. 3ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限り、）については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

#### **(往復貨物の割引)**

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100キロメートル以上の運送に限り、）を行う場合であって、次の（1）又は（2）のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。

ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合  
(2) 往路の荷主が復路の貨物をあつせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

#### **(積込料又は取卸料)**

19. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、積込料又は取卸料として実際に要した費用を収受します。
- (1) 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。  
(2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。  
(3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

#### **(待機時間料)**

20. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は26の附帯業務を行う場合における待機した時間を含みます。）が30分を超える部分については、待機時間に応じて所定の待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

#### **(地区割増料)**

21. 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限り、）又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には所定の地区割増料を収受します。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

#### **(パレットの使用等)**

22. JIS規格のパレット（荷主側の提供したものに限り、）の使用により積卸作業時間が短縮された場合には、4及び5により計算した運賃に割引を適用します。

#### **(消費税及び地方消費税の加算方法)**

23. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。  
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

す。

#### **(計算の順序)**

2.4. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ②割増率及び割引率の適用の計算
- ③上限30%、下限10%幅の適用計算
- ④5による運賃の端数処理
- ⑤パレット使用等による減算
- ⑥諸料金（端数処理を含む）の計算
- ⑦23による加算の計算
- ⑧実費の計算

#### **(実費負担)**

2.5. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

- (1) 有料道路利用料
- (2) 架装費用
- (3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

2.6. 荷送人又は荷受人の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業、車両上における貨物の積替えその他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

2.7. フェリーボート利用料（自動車航送船利用）

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\{\text{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）} + \text{航送期間中の固定費} \\ \text{（1時間当りの待機時間料相当額} \times \text{航送所要時間）}\} \times 2$$

#### **(その他)**

2.8. 運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

## **(2) 時間制運賃料金適用方**

#### **(運賃料金計算の基本)**

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

#### **(キロ程及び時間の計算)**

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。

**(従 業 員)**

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

**(距離制運賃料金適用方の準用)**

5. 距離制運賃料金適用方の1. 2. 4. 5. 7. 10から16. 23から28までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。